



発行 新潟県
第 70 号
 平成27年9月8日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1198 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1199 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1200 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1201 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1202 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1203 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1204 公共測量の実施通知(監理課)
- 1205 公共測量の実施通知(監理課)
- 1206 公共測量の実施通知(監理課)
- 1207 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1208 道路の区域変更(道路管理課)
- 1209 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰(秘書課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

告 示

◎新潟県告示第1198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ウエルシア薬局 佐渡両津店	佐渡市加茂歌代字境 408	育成医療・更生医療	平成27年9月1日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田 1-20-30	育成医療・更生医療	平成27年9月1日

アイン薬局 西裏館店	三条市西裏館 1丁目9番41号	育成医療・更生医療	平成27年9月1日
訪問看護ステーション リボーン	上越市大字大日 34番5	育成医療・更生医療	平成27年9月1日

◎新潟県告示第1199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
SHIBUYA薬局 セレスしぶや	見附市上新田町 455-3	育成医療・更生医療	平成27年9月1日

◎新潟県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成27年9月8日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	小島	かんがい排水 （県単農業農村整備）事業	新規	平成27年8月26日	第48条

◎新潟県告示第1201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市及び燕市の一部を受益地域とする県営潟地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年9月9日から平成27年10月9日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

燕市役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1202号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、平成28年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(競争入札等に参加することができる者)</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継した者（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 次条第1項に規定する税について滞納がある者</u></p> <p><u>(8) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 前条第1項第8号に規定する届出を行い、又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができない者</u></p>	<p style="text-align: center;">(競争入札等に参加することができる者)</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継した者（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県外建設業者にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</p> <p>(6) (略)</p>

にあつては、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し又は別に定める様式による届出を行うことを要しなくなったことを申告する書面

(8) (略)

2 (略)

(資格審査の申請期間等)

第4条 (略)

2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の前年の10月1日から12月28日までの間に行わなければならない。

3 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書

(9) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(10) (略)

(11) 第2条第1項第8号に規定する届出を行い、又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができない者にあつては、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し又は別に定める様式による届出を行うことを要しなくなったことを申告する書面

(12) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級をすることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第2条第1項第7号に該当するとき。

(7) (略)

2 (略)

(資格審査の申請期間等)

第4条 (略)

2 定期申請は、次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 新潟県に主たる営業所を有する者(以下「県内建設業者」という。)平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の前年の10月1日から12月28日までの期間

(2) 県外建設業者 定期申請年の前年の11月1日から12月28日までの期間

3 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級をすることができる。

(1)～(5) (略)

(7) 第2条第1項第8号に該当するとき。

(8) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第7号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(共同企業体の構成員)

第14条の3 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第2条第1項第5号から第8号までのいずれか又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)

別記 (第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)～(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4) 社会貢献活動の状況 次のアからエまでに掲げる事項の該当の有無

ア 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用

イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定又は法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する女性の雇用

ウ 消防団協力事業所の認定状況 新潟県内の市町村等の消防団協力事業所表示制度に基づく消防団協力事業所の認定

エ 就業体験又は職場実習に関する機会の提

(6) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(共同企業体の構成員)

第14条の3 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第2条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)

別記 (第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)～(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日の直前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4) 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用の有無

供の状況 定期申請年の前年の9月30日以前2年間における新潟県内の営業所での連続する2営業日以上^の就業体験又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習の機会の提供

- (5) 若年者の雇用状況 次のアからウまでのいずれにも該当する雇用状況の有無

ア 定期申請年の前年の9月30日以前4年間において、若年者(採用の日において30歳未満の者をいう。)を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用していること。

イ 当該者を資格審査の申請の日まで継続して雇用していること。

ウ 採用の日及び資格審査の申請の日において、当該者の勤務地が新潟県内の営業所であること。

- (6) Made in新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況 定期申請年の前年の9月30日以前2年間におけるMade in新潟新技術普及・活用制度の新規登録及び活用評価の有無

- (5) 男女共同参画の推進状況 県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録の有無及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定又は法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する女性の雇用の有無

- (6) 県税等の滞納状況 第3条第1項第3号及び第4号に規定する県税等の滞納の有無

◎新潟県告示第1203号

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）の一部を次のように改正し、平成28年度の建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（競争入札等に参加することができる者）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次条第1項に規定する税について滞納がない者</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる営業所を有する者</u>（以下「<u>県内業者</u>」という。）以外の者（以下「<u>県外業者</u>」という。）にあつては、正本1部、副本1部とする。</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（競争入札等に参加することができる者）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県に主たる事務所を有する者</u>（以下「<u>県内業者</u>」という。）以外の者（以下「<u>県外業者</u>」という。）にあつては、<u>前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p><u>(5) 消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外業者</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

<p>(7) <u>新潟県の県税の納税義務がある者</u>にあつては、 その納税証明書</p> <p>(8) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第2条第1項第3号に該当しないとき。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3 知事は、参加資格者が前項第1号から第6号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第12条 第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる<u>営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(参加資格の取消し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第12条 第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる<u>事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p>
--	--

◎新潟県告示第1204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年8月10日から平成27年10月9日まで
- 3 作業地域 十日町市田代地内田代地区

◎新潟県告示第1205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）川東「2次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月26日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 新発田市 大友、下羽津 地内

◎新潟県告示第1206号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、五泉市上下水道局代表者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年8月31日から平成27年9月20日まで
- 3 作業地域 五泉市村松乙 地内

◎新潟県告示第1207号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成27年6月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
齋藤工務店
齋藤 昭一
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字梶屋敷439-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第40050号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社本間建設
本間 正泰
 - 3 主たる営業所の所在地
見附市月見台1-6-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第16238号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
齋藤建築
齋藤 智久
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区庄瀬6591
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44046号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

有限会社釣巻工業

釣巻 達哉

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市渡場304

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21935号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年6月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社同友建工

内山 博晃

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字安田3848

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第19174号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年6月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社テーブルハウス

稲垣 隆

3 主たる営業所の所在地

長岡市古正寺2-14

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40476号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成27年6月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社岩本建設

岡部 茂

3 主たる営業所の所在地

新発田市佐々木2538-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43607号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成27年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年6月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤田空調工業
藤田 久一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊求草1287
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第7231号
 - 5 処分の内容 管工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北進
落田 浩幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東入船町3709-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第3680号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社タック・エンジニアリング
小田嶋 壽信
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区濁川3993
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第41546号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社おのじま建設
小野嶋 慎介
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市太平451-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第9672号
 - 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成27年7月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社佐藤建設
佐藤 十九一
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市久保1341
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第12294号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
石山商店
石山 マサ
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区平島785-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40188号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
瀬賀工務店
瀬賀 敏亥
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市塩谷1324
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20801号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ST工業
菅 寿昭
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市桃崎浜407
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42464号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成27年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年7月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
英 笹川建築
笹川 英二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区西白根1677-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43373号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カネタ建築
武田 寅男
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市大字今泉字日付原2087-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第38589号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社熊谷建設
熊谷 健也
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市大字岡田739-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21950号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
NB鋼建
渡辺 直利
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区米山5-5-15 カレントさくらII 409
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44438号
-

- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社浅野組
浅野 政秀
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市住吉3-8-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第28034号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社カネシン
恩田 嘉人
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市一の宮2-10-46
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第11478号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大竹建設株式会社
大竹 薫
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市長野374-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第5583号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高野造園土木
高野 芳輝
-

- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市黒土91
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第18593号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
アーキトライブ
中野 岳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大形本町5-19-23
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第43935号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社かえで工務店
丸山 章治
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市大口1213
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第42675号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社進栄工業
登坂 哲
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区大倉613
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第22236号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成27年7月29日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長岡住設株式会社
篠原 賢二
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市関原南2-4144
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6984号
- 5 処分の内容 管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年7月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
羽越建設株式会社
高橋 征一
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市肴町18-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20898号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社越後交通鉄工所
田中 利孝
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市千秋2-2788-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第16725号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成27年8月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社久保田製作所
久保田 雪子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区新崎372-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第23351号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成27年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年8月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
菅井建築所
菅井 大吉
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市大字塩沢1437-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第8949号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年8月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
品田塗装
品田 定義
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区高森505-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44567号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成27年8月11日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
安城建築
安城 四郎
- 3 主たる営業所の所在地
胎内市大字黒川1317
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39188号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成27年6月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1208号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西飛山能生線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

糸魚川市大字物出字山ハナ 94 番 1 から 同市大字須川字ツボ子892番まで	新	6.9～21.3メートル	156.6メートル
	旧	6.9～10.3メートル	152.3メートル

◎新潟県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西飛山能生線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字物出字山ハナ94番1から同市大字須川字ツボ子892番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月8日

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 被表彰者
氏名 住所地の市区町村等
上尾野辺 めぐみ 新潟市東区
北原 佳奈 新潟市東区
川村 優理 宮城県仙台市
- 2 表彰日
平成27年8月31日

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人浦川原桜つつみ公園を守る会
- 3 代表者の氏名
村松 建夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市浦川原区有島33番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、浦川原区及び近隣地域に対して、地域の桜つつみの環境保全活動に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 観光の振興を図る活動。
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動。
- (3) 環境の保全を図る活動。
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ホールボディカウンタの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ホールボディカウンタ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月28日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年10月19日（月） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年10月20日（火） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成27年9月28日（月）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年10月13日（火）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Whole-body Counter [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. October 13, 2015

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. October 20, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
インターネットサーバ等の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年7月29日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 7 落札価格
34,560,017円
- 8 入札公告日
平成27年6月19日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
運転シミュレーターの借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年8月7日
- 6 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社
東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 7 落札価格
219,072,600円
- 8 入札公告日
平成27年6月26日
- 9 落札方式
最低価格